

議案第 1 号

道路改良工事（その 1）請負契約の変更について

道路改良工事（その 1）について、下記のとおり請負契約を変更するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び大口町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年大口町条例第 4 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|------------------------------------------------|
| 1 契約の目的 | 道路改良工事（その 1） |
| 2 工 期 | 変更前 契約の翌日から 240 日間 変更後 契約の翌日から 294 日間 |
| 3 契約の相手方 | 丹羽郡大口町奈良子三丁目 122 番地 株式会社村瀬組 代表取締役 村瀬 功 |

令和 5 年 1 月 27 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

（提案理由）

この案を提出するのは、町道小口線の道路改良工事（その 1）の工期を変更するため必要があるからである。